

## 人体から取得された試料及び情報等の保管等に関する手順書

青山学院大学長

### (目的)

本手順書は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年文部化科学省・厚生労働省・経済産業省訓示第1号)に準拠し、本学の研究者等が実施する、人を対象とする研究における①人体から得られた試料及び研究に用いる情報、②研究に係る個人情報(研究対象者(実験の被験者等)の個人情報)の保管方法及び破棄方法、取扱いについて定めることを目的とする。

### 1. 保管方法

- ✓ キャビネット等に施錠の上、保管する。(紙媒体の場合)
- ✓ インターネット環境から遮断した環境で保管する。(電子媒体の場合。また、データを保存した外付けHDDやUSB等は、紙媒体資料と同様に施錠して保管)
- ✓ 研究の実施上、やむを得ない場合(学外の実験実施等)を除いて、自宅及びその他大学の敷地外に持ち出さない。

### 2. 保存期間

本学の「研究活動における不正行為の防止の実施体制に関する規則」に則り、少なくとも5年間保存し、適切に管理する。

### 3. 廃棄方法

紙媒体については、シュレッダー処理、電子媒体については、専用ソフト等を用いたデータの完全削除、人体から採取した試料等については、オートクレーブ処理など、試料・情報に応じて、復元できないような状態で破棄する。

### 4. 取り扱い

人体から得られた試料及び研究に用いる情報について、別の研究に使用する可能性、または別の機関に提供する可能性がある場合は、研究対象者にその旨を説明し、必ず承諾を得る。

### 5. 音声・画像等について

研究対象者の顔や身体の画像、音声、また動作等の映像等も個人情報です。研究の過程で、研究対象者からそれらを収集する場合は、他の個人情報と同様に、使用方法(学会発表や論文等)も含めて、対象者に確認をとり、承諾を得る。使用する際は、本人が特定できないような加工(顔へのぼかしなど)を十分に行う。

以上